

## 景観評価リスト

事業 所管課	東部総合事務所国土整備局 鳥取県鳥取県土整備事務所	事業担当 氏名	計画調査課 露木 裕文 道路都市課 木村 拓寛
-----------	------------------------------	------------	----------------------------

## 1 事業概要

事業名	一般県道杣小屋曳田線（曳田工区）道路改良事業
事業箇所	<input type="checkbox"/> 景観形成重点区域内（ ） <input type="checkbox"/> 自然公園区域（ ） <input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input checked="" type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（ 鳥取市 ）
事業の種類	道路の整備（一般県道のバイパス整備事業）
事業期間	平成24年度～平成28年度
事業の規模	L=1,480m ・幅員：W=5.5m(9.25m) 全体計画延長：L=1,517m
事業目的	一般県道杣小屋曳田線は、鳥取市河原町北村の杣小屋集落～曳田集落を結ぶ主要幹線道路であり、沿線集落の住民にとって唯一の生活道路として利用されている。特に、天神原集落～曳田集落内を通過する区間においては、人家連担部で幅員が狭く、通行の安全性に支障をきたしている。また、小、中学校の通学路であるが、歩道未整備区間が存在する。当事業は、バイパス整備を行うことにより、幅員狭小に伴う通行の危険性を解消し、地域生活の利便性の向上ならびに交通上の安全性を確保することを目的としている。

## 2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）
①整備する施設が視点場となる場合
②整備する施設が主対象になる場合
③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合
【景観特性】事業区域周辺は、鳥取市郊外に位置する田園地帯である。 【基本的方向】地形の改変を極力抑え、周囲の田園地帯と調和するよう配慮する。
(2) 特に配慮する事項
・事業区域周辺の広大な水田、畑等の土地利用に与える影響を最小限にする。 ・地域の広場等は避け、樹木、樹林、その他既存の建築物への影響を抑え、現状を可能な限り変えない道路線形とする。

## 3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置 ・ 規模	<input type="checkbox"/> 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 <input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 <input type="checkbox"/> 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。	

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応																			
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。</li> <li>■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</li> </ul>	<p>○周辺の景観に出来る限り影響を与えないよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土、盛土法面の抑制</li> <li>・取付道路に伴う農地への影響を低減</li> </ul> <p>○農地の分断及び地形の改変を最小限とする。</p>																			
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</li> <li>□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</li> <li>□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</li> </ul>	<p><del>切土、盛土の法面は、緑化を行い、周辺景観との調和を図る。</del></p> <p>路側の切土、盛土法面長の短い場合は、維持管理の低減を図るため防草コンクリート張りとするものの、できるだけ緑化を行い、周辺との調和を図る。</p>																			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</li> <li>□ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路附属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩 度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> <li>□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</li> </ul> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R~10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR~5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	<p><del>法面：植生による被覆、盛土法面は筋茆工法、切土法面は種子吹付工法とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法面：植生による被覆。盛土法面は植生シート工（環境品）、切土法面はネット張工（繊維ネット）とする。</li> <li>・道路：アスファルト舗装（無彩色）</li> <li><del>・ガードレール、ガードパイプ：改良前後区間との連続性を考慮し、既設防護柵と色彩を合わせた白色（無彩色）とする。</del></li> <li>・ガードレール：「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」に準じ、ダークブラウン（マンセル値10Y2.0/1.0程度）とする。</li> </ul>
有彩色の色相	彩 度																				
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																		
0.1R~10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR~5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

#### 4 特記事項 【具体的対応について】

特になし。

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。